

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則二一八（人事院の顧問及び参与）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年七月一日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則二一八―三

人事院規則二一八（人事院の顧問及び参与）の一部を改正する人事院規則
人事院規則二一八（人事院の顧問及び参与）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（顧問） 第一条 人事院に、顧問若干人を置くことができる。	（顧問） 第一条 人事院に、顧問一人を置くことができる。

2
5
(略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

2
5
(略)